

民生委員児童委員信条

一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。

一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。

一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。

一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。

一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。